

重要事項説明書【訪問介護】横浜市介護相当サービス

野いちごケアセンター ヘルパーステーション

1. 事業所の概要

法人種別・名称	有限会社 野いちご
代表者	代表取締役 石松 慶三
事業所名	野いちごケアセンター
事業所数	1
所在地・連絡先	〒230-0048 神奈川県横浜市鶴見区本町通二丁目85番2 ニックハイム鶴見第6-101号室 TEL 045-504-2803 FAX 045-504-2804
介護保険事業所番号	1470100916
管理者	藤井 和美
事業の概要	1. 居宅訪問介護事業 2. 横浜市介護相当サービス事業
併設事業所	居宅介護支援事業
サービス提供地域	横浜市鶴見区・港北区・神奈川区 川崎市川崎区・幸区

2. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管 理 者	事業所の管理	1名
サービス提供責任者	訪問介護員（ヘルパー）の管理 及びサービス業務の管理	4名（常勤4名）
訪問介護員	居宅訪問介護サービス	17名（常勤2名・非常勤15名）

3. 事業所の営業時間・サービス提供時間

営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝
			○	○	○	○	○	○
時間	営業時間：9時～18時 サービス提供時間：8時～18時							

(注) 年末年始については、別途調整のうえ設定いたします。

4. サービスの内容及び料金

(1) 保険内サービス及び料金

①保険内サービス

「訪問介護」は、利用者の居宅（自宅）において訪問介護員（ヘルパー）その他政令で定める者を派遣して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。

事業者は、下記のサービス内容区分の中から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。

サービスの提供にあたっては、別添の「訪問介護計画書」に沿って計画的に提供します。

サービス内容の詳細については、別添の「サービス内容詳細確認票」により利用者の希望を確認したうえで実施します。

身体介助	食事介助	嚥下や水分チェック等に注意しながら介助します 食べやすいように工夫し介助します
	入浴介助	身体状況に合わせて入浴及び清拭、洗髪を行います
	排泄介助	トイレ誘導、オムツ交換等を行います
	口腔ケア	食事口腔等の清潔の為にブラッシングを行います
	体位変換	床ずれを作らないように体の向きを変えます（寝たきりの方や自分で思うように体を動かさない方等）
	衣類着脱	下着、衣類全般にわたって着替えの準備や衣類の交換を行います
生活援助	買物介助	調理に必要なもの、又その他必要な買物の代行
	調理介助	嗜好に合わせて献立を考え、調理し、配膳及び下膳等を行います
	掃除	生活している部屋を掃除し整えます
	洗濯	着替え等衣類を洗濯します
	寝具等の整理	シーツ交換、布団干し、ベッドメーカー等寝具の衛生保持
その他	訪問相談等	

【ご注意】次のようなサービスは、保険外サービスとなり、介護保険上のサービスとして提供することはできませんので、ご了承願います。

1) 「本人の援助」に該当しないもの

・・・家族等のための洗濯・調理・買い物・布団干し、主として利用者が使用する居室以外の掃除、来客の応接（お茶の手配等）、自家用車の洗車 等

2) 「日常生活の援助」に該当しないもの

・・・庭の草むしり、花木の水やり、犬の散歩等ペットの世話、家具等の移動、大掃除、窓のガラス磨き、室内外家屋の修理、正月料理等の特別な調理 等

②保険内サービス料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 利用料金のうち1割、2割又は3割をご利用者にご負担いただく場合
(2) 利用料金の全額をご利用者にご負担いただく場合（介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は超えた額の全額）があります。 |
|--|

※平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金表です。

※やむを得ない事情等により、利用者の同意を得て2人で訪問した場合は2人分の料金となります。

野いちご 料金表
訪問介護利用料金

		単価 11.12 円						利用者負担				
援助項目	所要時間	基本 単位	特定Ⅱ 加算	処遇 加算	特定 処遇	ベース アップ加 算	合計 単位	サービス 利用料金	1割	2割	3割	
身体 介護	身体介護 01・02	20分未満の場合	163	16	25	11	4	219	2,435	244円	487円	731円
	身体1	20分以上 30分未満	244	24	37	17	6	328	3,647	365円	730円	1,095円
	身体2	30分以上 1時間未満	387	39	58	27	10	521	5,793	580円	1,159円	1,738円
	身体3	1時間以上 1時間30分未満	567	57	85	39	15	763	8,484	849円	1,697円	2,546円
	身体4	1時間30分以上 2時間未満	649	65	98	45	17	874	9,718	972円	1,944円	2,916円
	身体5	2時間以上 2時間30分未満	731	73	110	51	19	984	10,942	1,095円	2,189円	3,283円
生活 介護	生活2	45分未満	179	18	27	12	5	241	2,679	268円	536円	804円
	生活3	45分以上	220	22	33	15	6	296	3,291	330円	659円	988円
		身体介護に引き続き生活援助	65	7	10	5	2	89	989	99	198	297
身体 + 生活	身1生1	55分 (30分未満+25分)	309	31	47	21	8	416	4,625	463円	925円	1,388円
	身1生2	1時間20分 (30分+50分)	374	37	56	26	10	503	5,593	560円	1,119円	1,678円
	身1生3	1時間45分 (30分+75分)	439	44	66	30	12	591	6,571	658円	1,315円	1,972円
	身2生1	1時間25分 (60分+25分)	452	45	68	31	12	608	6,760	676円	1,352円	2,028円
	身2生2	1時間50分 (60分+50分)	517	52	78	36	14	697	7,750	775円	1,550円	2,325円
	身2生3	2時間15分 (60分+75分)	582	58	88	40	15	783	8,706	871円	1,742円	2,612円
	身3生1	1時間55分 (90分+25分)	632	63	95	44	17	851	9,463	947円	1,893円	2,839円
	身3生2	2時間20分 (90分+50分)	697	70	105	48	18	938	10,430	1,043円	2,086円	3,129円
	身3生3	2時間45分 (90分+75分)	762	76	115	53	20	1,026	11,409	1,141円	2,282円	3,423円

		単価 11.12 円						利用者負担				
援助項目	回数(週)	基本 単位	処遇 加算	特定 処遇	ベース アップ加 算	合計 単位	サービス 利用料金	1割	2割	3割		
訪問 型	サービスⅠ	週1回程度	1,176	161	74	28	1,439	16,001	1,601円	3,201円	4,801円	
	サービスⅡ	週2回程度	2,349	322	148	56	2,875	31,970	3,197円	6,394円	9,591円	
	サービスⅢ	週3回程度	3,727	511	235	89	4,562	50,729	5,073円	10,146円	15,219円	
	サービスⅠ (日割)	週1回程度	39	5	2	1	47	522	53円	105円	157円	
	サービスⅡ (日割)	週2回程度	77	11	5	2	95	1,056	106円	212円	317円	
	サービスⅢ (日割)	週3回程度	123	17	8	3	151	1,679	168円	336円	504円	

※上記料金表は、特定事業所加算Ⅱ・処遇改善加算Ⅰ・特定処遇改善加算Ⅰ・ベースアップ加算を算定しております。

【加算料金】

- ・初回加算 200 単位/月
- ・緊急時訪問介護加算 100 単位/月

③キャンセル料

利用者の都合により急なキャンセルの場合は（サービスを中止する場合）次のキャンセル料をいただきます。

利用者の病状の急変など緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。災害（台風・地震）

連絡先 野いちごケアセンター 電話 045-504-2803

利用日の前日までに連絡	無料
利用日当日	2000円

④その他

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用はお客様の負担となります。

⑤利用料金のお支払い方法（保険内サービス・保険外サービス）

毎月20日前後に前月分の請求書を発行いたしますので、27日までにお支払いください。お支払いいただき

ますと領収証を発行します。

野いちごケアセンターは、郵便局の引き落とし又は、リコーリース口座振替サービスとさせていただきます。
なお、引き落としができない場合には、毎回現金でお支払いいただきます。

(2) 保険外サービス

① サービス内容及び料金表

1	身体 1時間	¥3,000/時間
2	生活 1時間	¥2,500/時間
3	院内介助（通院同行時における院内待機等）	¥2,500/時間
4	見守り	¥2,500/時間
5	『日常生活の支援』に該当しない家事援助	¥2,500/時間
6	同居家族の家事援助	¥2,500/時間
7	外出介助	¥3,000/時間
8	大掃除	¥3,000~/時間
9	上記以外（応相談）	¥3,000~/時間
※原則1h～（但し院内介助のみ30分～利用可能） ※以降30分毎に各半額分ずつ追加 ※5の内容は庭の草むしり、花木の水遣り、ペットの世話、窓ガラス拭き等です。		

(3) 保険内サービスの利用方法

① サービス利用開始

お電話でお申し込みください。→サービス提供責任者（担当ヘルパー）がお伺いします。

② サービス終了

1) お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1ヶ月までに文書でお申し込みください。

2) 事業所の都合でサービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は修了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ ご本人様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様については、介護度認定区分が非該当（自立）と認定された場合。
- ・ ご本人様がお亡くなりになられた場合

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご本人様やご家族に対して社会理念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ お客様がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、又はご本人様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(4) その他

利用者がヘルパーの交代を希望される場合には、できる限り対応しますので、担当のサービス提供責任者までご相談ください。また、サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ①ヘルパーは、医療行為や年金等の金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。(生活援助として行う買い物等に伴う少額の金銭の取扱いは可能です)
- ②ヘルパーに対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

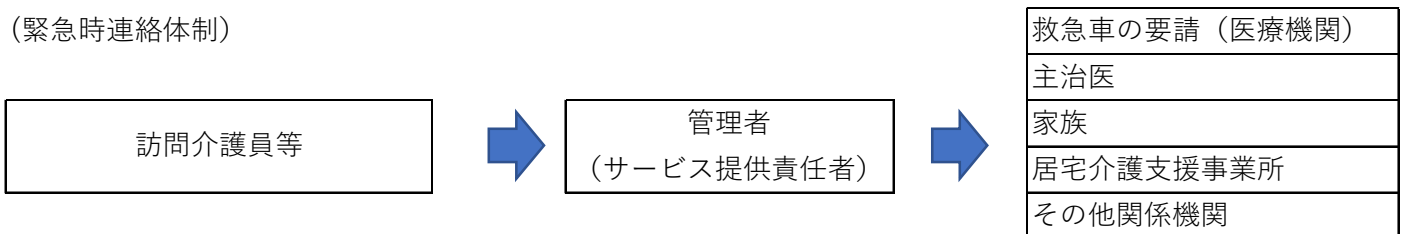
5. サービス内容に関する苦情

当事業所苦情窓口 野いちごケアセンター相談窓口	相談員（責任者） 山田 孝子・藤井 和美	☎ 045-504-2803 FAX 045-504-2804
市町村介護保険相談窓口	横浜市（本庁）介護事業指導課 鶴見区高齢・障害支援課 神奈川区高齢・障害支援課 港北区高齢・障害支援課 幸区高齢・障害課 川崎区高齢・障害課高齢者支援係	☎045-671-3923 ☎045-510-1770 ☎045-411-7019 ☎045-847-8495 ☎044-556-6689 ☎044-201-3282
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保煉）	横浜市西区楠木町 27 番 1	☎ 045-329-3400

6. 緊急時における対応方法

サービス提供中に、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

(緊急時連絡体制)



緊急時の連絡先及び対応可能時間	
【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口等)	担当者： 藤井和美 携帯：080-3731-5553
	所在地：神奈川県横浜市鶴見区本町通二丁目85番2 ニックハイム鶴見第6-101号室
	TEL：045-504-2803
	受付時間：9：00～18：00
【主治医の連絡先】 (所属医療機関名、主治医の氏名等)	病院名：
	所在地：
	主治医氏名：
	電話番号：
【緊急時連絡先】 (家族等)	氏名：
	住所：
	電話：

7. 災害時における対応方法

災害発生時はサービス提供が困難となる場合があります。災害時の対応について、ご理解ご協力をお願い致します。

地震や集中豪雨、台風上陸、大雪等の自然災害が発生した場合、訪問時間の遅延やサービス提供が中止となる場合があります。可能な限りご連絡差し上げるよう努力いたしますが、状況によっては連絡できない場合がある事をご理解ください。

8. 虐待の防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を行う。

- 1 事業所内における虐待防止のための対策を検討する勉強会を定期的開催し、周知徹底を図る。
- 2 事業所内において、虐待の防止のための研修を定期的開催する。

9. 感染症予防、まん延防止の対策

事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。

- 1 事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための勉強会をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果を周知徹底する。
- 2 事業所は、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

10. 個人情報の保護

事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ契約書にて得るものとする。

11. 秘密の保持

従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

12. 従業者の研修等

事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修受講を含む。）を実施する。尚、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6ヶ月以内（採用時には、感染症研修を別途行う）
- ② 継続研修 年12回
- ③ 個人研修

13. 第三者評価

提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	実施無し
-------	------

14. 担当のサービス提供責任者

担当するサービス提供責任者は_____ですがやむを得ない事情で変更する場合は事前に連絡いたします。

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、ヘルパーステーション野いちごケアセンターのサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者 住所 神奈川県横浜市鶴見区本町通二丁目85番2 ニックハイム鶴見第6-101号室

事業者名(法人)名 有限会社 野いちご 野いちごケアセンター

事業所番号 神奈川県第1470100916号

説明者 職名 サービス提供責任者

氏名 _____

私は、サービス内容説明書及び重要説明書に基づいて、ヘルパーステーションの内容及び重要事項の説明を承諾しました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

関係 ()